

CASBEEとっとり 重点項目シート

鳥取県保健事業団中部支部社屋新築工事

重点項目	評価項目	評価方法	評価内容欄	評価点欄	採点欄
県産材利用の推進	主要構造部	$\text{主要構造部の県産材使用率 (\%)} = \frac{\text{県産材使用量 (m}^3\text{)} / \text{木材使用量 (m}^3\text{)} \times 100$	主要構造部の県産材使用率は50%以上である。	5	0
			主要構造部の県産材使用率は1%から50%未満である。	3	
			上記のいずれにも該当しない。	0	
			法令上、主要構造部を木造とすることができない。	評価対象外	
	床材	$\text{床材の県産材使用率 (\%)} = \frac{\text{県産材使用面積 (m}^2\text{)} / \text{木材使用可能面積 (m}^2\text{)} \times 100$	居室床材の県産材使用率は50%以上である。	5	0
			居室床材の県産材使用率は1%から50%以上である。	3	
			上記のいずれにも該当しない。	0	
	腰壁	$\text{腰壁の県産材使用率 (\%)} = \frac{\text{県産材使用面積 (m}^2\text{)} / \text{木材使用可能面積 (m}^2\text{)} \times 100$	腰壁面積の県産材使用率は50%以上である	5	0
			腰壁面積の県産材使用率は1%から50%未満である	3	
			上記のいずれにも該当しない	0	
			法令上、居室の腰壁に木材が使用できない。	評価対象外	
	外装材	$\text{外装材の県産材使用率 (\%)} = \frac{\text{県産材使用可能面積 (m}^2\text{)} / \text{木材使用可能面積 (m}^2\text{)} \times 100$	外装材の県産材使用率は50%以上である	5	0
			外装材の県産材使用率は1%から50%未満である	3	
			上記のいずれにも該当しない	0	
			法令上、外装材に木材が使用できない。	評価対象外	
	総使用量	主要構造部・床材・腰壁・外装材における県産材の総使用量	県産材を、30m ³ 以上使用している	5	0
			県産材を、15m ³ から30m ³ 未満使用している	3	
			県産材を、1m ³ から15m ³ 未満使用している	1	
			上記のいずれにも該当しない	0	
	県産材利用の推進の評価点 計				25
鳥取県認定グリーン商品利用の推進	鳥取県認定グリーン商品利用の推進	鳥取県認定グリーン商品のうち使用している品目の数	「建築資材等」の品目を3種類以上使用し、かつ、その他の品目と合わせて5種類以上使用している	25	5
			「建築資材等」の品目を2種類以上使用し、かつ、その他の品目と合わせて3種類以上使用している	15	
			「建築資材等」の品目を1種類以上使用し、かつ、その他の品目と合わせて2種類以上使用している	5	
			上記のいずれにも該当しない	0	
鳥取県認定グリーン商品利用の推進の評価点 計				25	5
設備システムの高効率化	設備システムの高効率化	別表2に掲げる評価手法に応じ算出されたB E I 値又はB E I m 値により評価	レベル5	25	15
			レベル4	15	
			レベル3	5	
			レベル1, 2	0	
自然エネルギー変換利用の推進の評価点 計				25	15
敷地内緑化推進	敷地内緑化推進	敷地内における緑化、生物環境の保全等への取組みのうち、採用して入る取組みの区分に応じて与える評価点の合計	生物環境の保全と創出に関して十分配慮されており、充実した取組が行われている。(評価ポイント13以上)	25	0
			生物環境の保全と創出に関して配慮されており、比較的多くの取組が行われている。(評価ポイント10~12)	15	
			生物環境の保全と創出に関して配慮されており、標準的な取組が行われている。(評価ポイント7~9)	10	
			生物環境の保全と創出に関して配慮されているが、取組が十分とはいえない。(評価ポイント4~6)	5	
			生物環境の保全と創出に関して配慮に欠け、取組が不十分である。(評価ポイント0~3)	0	
敷地内緑化の推進の評価点 計				25	0
総合評価点 合計					20
最高評価点 合計					100